

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 12 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

## 立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
第2条 ……略…… <u>(法第2条第1項の条例で定める者)</u>	第2条 ……略……
<u>第2条の2 法第2条第1項に規定する条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の定めにより委託されている当該児童とする。</u>  <u>(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u>	<u>(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u>
<u>第2条の3 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。</u>  <u>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</u>	<u>第2条の2 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。</u>  <u>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</u>
<u>第3条 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める再度の育児休業をすることができる特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u>  <u>ア 死亡した場合</u>  <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u>	<u>第3条 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める再度の育児休業をすることができる特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組その他により職員と別居することとなったこと。</u>

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の定めによる措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認の効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを見除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（部分休業）

(2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認の効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを見除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（部分休業）

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で職員の託児の態様、通勤の状況その他から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。この場合において、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）第10条の規定による育児時間又は同条例第11条の2に規定する介護時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減ずるものとする。

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で職員の託児の態様、通勤の状況その他から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。この場合において、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）第10条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市職員育児休業等条例第2条の2に規定する職員による育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。